

2012年11月2日

京都府農林水産部食の安心・安全推進課 御中

「京都府食の安心・安全行動計画」骨子（案）についての意見

京都府生活協同組合連合会

専務補佐・事務局長（兼務） 坂本 茂

京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

電話：075-251-1551

〔はじめに〕

- (1) 京都府においては、平成17年、食の安心・安全にかかわる条例をいち早く制定し、近畿各府県における同様の内容をもった条例制定の先鞭をつけました。そして、条例にもとづいて行動計画（3カ年）を定め、食の安心・安全の確保にむけた課題をより具体的に設定し、年度を追った目標を明確にしながら、いわゆるPDCAサイクルをまわしていくマネジメント・スタイルで取り組まれてきました。このことによって、条例制定以前とくらべ、食の安心・安全にかんする京都府の施策全体が総合的計画的なものとなり、また府民にとってもその施策内容と進捗状況が把握しやすくなってきました。この間の行政関係部局のご努力は高く評価されるものであり、敬意を表する次第です。
- (2) 「平成19～21年度計画」においても、「平成22～24年度計画」においても、その到達評価について、「生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組を実施し、おおむね目標を達成しつつあります」とのべられていますが、食の安心・安全推進課をはじめ関係部局のみなさま方の努力が積み重ねられてきたことがベースにあり、感謝申し上げる次第です。
- (3) 食の安心・安全課題は「府民の健康保護が最も重要であるという基本的認識」のもとに、総合的系統的に取り組むことが要求されるものであると同時に、日々生ずるあらたな問題にたいしてのスピーディな対応がもとめられるものでもあります。2011年3月に発生した原子力発電所事故にともなう放射性物質による食品影響の問題は、わが国ではこれまでに経験したことのないレベルのものであり、つよい消費者不安をもたらしています。行政・食品関連事業者そして消費者じしんも長くつづくであろう問題として現実的にうけとめ、それぞれが学習を深め、理解をしあっていくことが必要のように思われます。

〔1〕「行動計画策定の趣旨」について

- (1) 「行動計画」の策定は、今回が第3次となりますが、第1次・第2次策定当時の食の安心・安全にかんする社会状況と各「計画」の設定課題との関連、そしてその到達評価について、もう少し書き加えていただくと、第3次計画の背景をなす社会状況と位置づけについての府民理解がすすむと思われしますので、ご検討ください。あるいは、本計画のホームページ・アップ時に資料として添付してください。

〔2〕「行動計画の内容～第1章 食を取り巻く現状及び課題」「第2章 計画策定の基本的な考え方」について

とりたてての異論はありません。

[3] 「行動計画の内容～第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開」について

(1) 「 1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」について

原子力発電所事故にともなう放射性物質による食品影響の問題は、現在、どちらかといえば「安全」というより、「安心」ないし「不安」にかんする問題という側面が強いと思われる。「不安」を構成する因子にそって、一つひとつ、ていねいなリスクコミュニケーションの実施に取り組むことが必要と思われる。

たとえば、「不安」を構成する因子のひとつに「制御不能性」があります。この点でいうならば、消費者みずからが検査所に不安食品を持ち込み、検査方法・結果データの解釈などについての知見をえながら、自分自身が判断していくといった体験をしてもらうことを検討してはいかがでしょうか。

また、学校給食での協力をあおいで、いわゆる「陰膳方式」を実施し、その結果をひろく公表していくなど、「検査過程」に府民が参画していく仕組みが考えられてもよいのではないかと思います。

(2) 「 2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」について

現実には、さまざまな知見レベルの消費者が存在します。リスクコミュニケーションの実施にあたっては、それぞれの消費者グループの特性をふまえた内容・程度としていくことが必要です。行政主導型でなく、それぞれの消費者グループと十分に連携・相談しながら実施していくようにしていただきたいと思います。

「きょうと食いく先生」の認定という取組みが計画されていますが、食育活動の実施にあたっては大勢のスタッフ、厨房等の調理施設の確保など、周到的な準備と態勢が不可欠です。第2次計画では「食育を通じて食品の安全性についての基礎知識を深める」という視点が冒頭にのべられていましたが、この視点はたいへん重要であると考えます。府の事業が「認定」だけで終わらず、「食品の安全性についての基礎知識を深める」食育活動の実際的推進につながるよう、財政的な支援措置を検討してください。

(3) 「 3 監視・指導・検査の強化」について

「食品表示の一元化」にむけた作業がすすんでいます。府内の食品関連事業者は中小零細な規模のところが少ないところから、必要な知識の習得機会を数多くつくっていくことが必要と考えられます。食品関連事業者を対象とした研修会をそれぞれの業種別に数多く開催していただきたいと思います。

(4) 「 4 安心・安全の基盤づくり」について

信頼食品登録制度・京ブランド産品など、食品安全について裏づけをもったものの情報提供の強化をさらにすすめてください。府民が参加する意見交換会やシンポジウムなどでも、積極的に取り上げてください。

[4] 「行動計画の管理・公表」について

(1) 「平成19～21年度計画」が冊子にされたさいには、その理解を助け、読みやすいものにしていくため、各課題ごとにたくさんの写真・マーク等の挿入がされました。「用語集」や「資料編」も付与されました。本計画の公表にあたっては、同様の工夫をお願いします。

以上